

(様式2) 役員等兼業等留意事項について

ア 営利企業の役員の職を兼ねる場合は、次に掲げる場合を除き、許可できません。(兼業規程第4条第1項)

- ・ 技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合
- ・ 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合
- ・ 株式会社又は有限会社の、監査役又は社外取締役の職を兼ねる場合

イ 役員等兼業、自営兼業及びその他の兼業（以下「役員等兼業等」という。）に従事する場合は、原則として、勤務時間外に従事することとされています。(兼業規程第9条第1項)

ウ 役員等兼業等に従事することができる時間数は、原則として1週間に付き8時間以内とされています。(兼業規程第9条第3項)